

2014年理科教育振興法設備基準による 小学校理科教育設備品購入計画表

小学校の理科に関する教育のための設備

品目	数量	例示品名
計量器		
長さ測定用具	1組	—
体積測定用具	1組	—
重さ測定用具	32組	<u>上皿てんびん</u> 、 <u>電子てんびん</u>
時間測定用具	1組	—
温度測定用具	1組	<u>記録温度計</u>
電気測定用具	11組	<u>直流電流計</u>
実験機械器具		
物と重さの学習用具	1組	—
風やゴムの学習用具	1組	—
光の学習用具	3組	照度計
磁石の学習用具	4組	<u>磁化用コイル</u> 、 <u>演示用電磁石</u>
生物の飼育・栽培用具	15組	<u>アクアリウムセット</u> 、 <u>植物育成棚</u> 、 <u>園芸用具セット</u>
空気と水の学習用具	1組	—
熱の学習用具	21組	気体の対流実験器
光電池の学習用具	11組	光電池用ライト
電気の学習用具	14組	<u>充電器チャージャー</u>
天体の学習用具	8組	<u>天体望遠鏡</u> 、 <u>月球儀</u> 、 <u>太陽光源装置</u> 、 <u>双眼鏡</u> 、簡易天体投影機、二球儀
物の運動の学習用具	11組	<u>振り子実験器</u>
人体の学習用具	1組	呼吸器モデル実験器
気象の学習用具	2組	<u>百葉箱</u> 、簡易型風向風速計
環境の学習用具	14組	デジタル気体チェッカー、pHメーター
てこの学習用具	32組	<u>てこ実験器</u> 、 <u>てこの規則性体験セット</u>
土地の学習用具	14組	流水の動き実験器、ふるいセット
空気の学習用具	21組	<u>気体採取器</u>
定温器	2組	<u>冷凍冷蔵庫</u> 、 <u>電気低温定温器</u>
顕微鏡	42組	<u>顕微鏡</u> 、 <u>小型双眼実体顕微鏡</u>
教材提示器具	1組	顕微鏡カメラセット
保管庫	1組	<u>薬品庫</u>
薬品処理装置	1組	廃液用ポリタンクセット
実験支援器具	22組	<u>鉄製スタンド</u> 、 <u>直流電源装置</u>
教材作成用具	2組	<u>取付型コルクボーラー</u> 、 <u>簡易マイクローム</u>
野外観察調査用具		
野外観察調査用具	1組	簡易プランクトンネット
標本		
標本	57組	<u>火成岩標本</u> 、 <u>堆積岩標本</u> 、 <u>化石標本</u> 、 <u>火山噴出物標本</u> 、映像教材
模型		
人体の模型	14組	<u>筋肉付腕の骨格模型</u> 、 <u>人体骨格模型</u> 、 <u>人体解剖模型</u> 、 <u>胎児発育模型</u>
植物の模型	1組	—
動物の模型	3組	昆虫発生順序模型、メダカ発生順序模型、昆虫模型セット
土地の模型	3組	火山地形模型、堆積地形模型、地層模型

※数量は学校の規模にかかわらず、全ての学校について同一基準です。

※各教科に共通して使用される設備については基準に含まれません(コンピュータ本体、基本ソフト等)。

※例示品名の中で赤字で下線が引かれているものは「重点設備」となります。

◎1組1万円未満の「少数設備」は、対象となりません。

購入計画表ご利用に際して

【国庫補助と地方交付税による措置】

従来、基準の対象とされていた理科・算数少数設備(ご購入価格1万円未満のもの)は国庫補助金の対象から除外され、新たに地方交付税で措置された財源(少額設備費)によりご購入いただくことになっております。

なお、ご購入された少額設備品は、理科教育等設備台帳への記載が必要となります。

【品目について】

品目欄には、原則として教育内容に着目して統合的な名称が記載されており、その名称の概念にそった器具を整備いただくこととなります。これは、先生方が理科の実験指導をすすめられるに当たり、柔軟に器具の整備をしていただくため基準の大綱化、弾力化が図られたため、この品目に該当するとお考えになる器具で整備いただくこととなります。

なお、理科教育設備以外で整備可能なものは基準の対象外とされています。

【数量について】

理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部改訂に伴い、小学校の構成品目数量の単位が1個または1組から1組に改められました。

なお、構成品目数量の取扱いについては従来と変更ありません。

【例示品名について】

省令で表示されています「設備の基準に関する細目」に表示されています例示品名は、基準を大綱化し、品目表示としたため判りやすくするために例示したもので、“例えばこのような物”という意味で参考に例示されているものです。

【ご購入にあたって】

当社の購入計画表には、例示品名を省略し、品日の右欄に新理振基準の品日に該当する器具を掲載しております。所轄の教育委員会のご指示にそって、ご計画ください。

【製品の価格について】

製品の価格は、平成26年4月1日実施のものです。原材料の高騰などにより価格改定のやむなき場合もありますので、あらかじめご了承ください。

【製品ご使用上の注意】

製品をご使用になる際には、添付されている取扱説明書や組立説明書を事前によくお読みください。また、製品によっては、特に「警告ラベル」を貼付しているものがあります。必ずよくお読みのうえ、ご使用ください。

平成26年度
中学校
理振法
(理科設備整備費等補助)

1 校当たりの基準金額

(単位：千円)

学校種別等		区分	理科設備 (括弧内は、重点設備の 整備に必要な金額の目安)	算数・数学設備 (括弧内は、重点設備の 整備に必要な金額の目安)
中学校			22,344 (19,797)	2,364 (1,619)
視覚特別支援学校	中学部		18,460 (14,492)	777 (449)
聴覚特別支援学校	中学部		12,898 (10,323)	777 (449)
知的障害者・肢体不自由者 (身体虚弱者を含む) 対 する教育を行う特別支援	知的障害特別 支援学校	中学部		431 (375)
	肢体等特別 支援学校	中学部	12,452 (9,905)	777 (449)

- (注) 1 特別支援学級を設置する学校に対しては、文部科学大臣が認める金額を加算することができる。
2 特別支援学校についての基準金額は、当該学校に設置される小学部、中学部、高等部それぞれの基準金額の合計金額とする。

平成26年度
高等学校
理振法
 (理科設備整備費等補助)

1 校当たりの基準金額

(単位：千円)

区 分 学校種別等		理 科 設 備 (括弧内は、重点設備の整備に必要な金額の目安)		数 学 設 備 (括弧内は、重点設備の整備に必要な金額の目安)	
		当該学校の学級数の合計が27学級以下の学校	104,151 (29,818)	当該学校の学級数の合計が27学級以下の学校	2,101 (2,101)
高 等 学 校 中等教育学校後期課程		当該学校の学級数の合計が28学級以上の学校	208,302 (59,636)	当該学校の学級数の合計が28学級以上の学校	4,202 (4,202)
		当該学校の学級数の合計が6学級以下の学校	72,795 (31,79)	当該学校の学級数の合計が6学級以下の学校	781 (781)
視覚特別支援学校	高 等 部	当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校	145,590 (62,158)	当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校	1,562 (1,562)
		当該学校の学級数の合計が6学級以下の学校	58,184 (17,448)	当該学校の学級数の合計が6学級以下の学校	905 (701)
聴覚特別支援学校	高 等 部	当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校	116,368 (34,896)	当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校	1,810 (1,402)
		当該学校の学級数の合計が9学級以下の学校	29,350 (10,544)	当該学校の学級数の合計が9学級以下の学校	696 (269)
知的特別支援学校	高 等 部	当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校	58,700 (21,088)	当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校	1,392 (538)
		当該学校の学級数の合計が9学級以下の学校	60,901 (20,990)	当該学校の学級数の合計が9学級以下の学校	263 (143)
肢体等特別支援学校	高 等 部	当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校	121,802 (41,980)	当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校	526 (286)

- (注) 1 特別支援学級を設置する学校に対しては、文部科学大臣が認める金額を加算することができる。
 2 特別支援学校についての基準金額は、当該学校に設置される小学部、中学部、高等部それぞれの基準金額の合計金額とする。